

# 税のお知らせ

## 個人市・府民税の申告はお早めに

個人市・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月16日(月)までです。

平成27年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)は、個人住民税の申告をする必要はありません。

年金受給者については、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

また、平成26年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険などの手続きで必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

### 申告期間・会場

個人住民税の申告の受付

は、課税課市民税係の窓口で行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要な事項を記入のうえ収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税係へ送付してください。

ただし、土・日曜を除く2月16日(月)～3月16日(月)午前9時30分～午後5時(月曜日)は午前9時30分～午後4時(時)については、申告会場(中央公民館4階)で受け付けします。申告会場受付終了から午後5時30分までは、課税課市民税係で受け付けします。

また、臨時・休日受付も下表のとおり行いますので、利用してください。

### 申告に必要なもの

- 印かん
- 個人住民税の申告書
- 収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)
- 所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、

生命保険料などの控除証明書、医療費の明細・領収書など)

注 昨年個人住民税の申告をしている人に、申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税係へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、税務署のみでの受け付けとなります。市役所では受け付けできません。

### 申・問 課税課市民税係

(〒570-1866 京阪本通2-1-15)

TEL 06・6992・1456

日 時	場 所
2月3日(火)	東部公民館
4日(水)	
5日(木)	庭窪公民館
6日(金)	南部公民館
14日(土)	中央公民館
3月15日(日)	

## 確定申告関係諸用紙の入手方法

国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書などの各種様式・手引書などを掲載していますので、必要に応じてダウンロードできます。

- HP <http://www.nta.go.jp/>
- 問 門 眞 税 務 署 管 理 運 営 部 門  
TEL 06・6909・0181
- 問 課 税 課 市 民 税 係  
TEL 06・6992・1456

「確定申告」に関する情報はホームページをご覧ください



## 消費税課税事業者の皆さん

### 計算方法にご注意を

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。そのため、平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書の作成は、帳簿などで課税取引を適用される新・旧税率ごとに区分し、適用税率ごとに計算する必要があります。

注意事項  
○新税率8%の内訳は、消費税6.3%、地方消費税1.7

- %です(旧税率:消費税4%、地方消費税1%)
- 平成26年4月1日以後に行われる取引でも、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページを参照してください。
- 問 門 眞 税 務 署 管 理 運 営 部 門  
TEL 06・6909・0181
- 問 課 税 課 市 民 税 係  
TEL 06・6992・1456

税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに!

申告も納税も

e-Taxで

e-Taxなら  
24時間利用  
可能です



平成26年分所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の提出は、2月16日(月)～3月16日(月)です。

平成26年分の消費税および地方消費税の申告書の提出は、3月31日(火)までです。

門真税務署では、確定申告期間中の2月4日(水)～3月16日(月)まで守口門真商工会館に確定申告会場を開設します。

期間中は、門真税務署庁舎内では申告相談を行いませんので注意してください。

注 確定申告会場の開設時間は、午前9時～午後5時です。なお、会場の都合上、午後4時までにお越しください。

確定申告会場では、2月4日(水)～13日(金)に還付申告の申告相談を行います。税務署および確定申告会場

は、土・日・祝日は開設して

いません(ただし、守口門真

商工会館では、2月22日(日)、3月1日(日)に限り、確定申告会場を開設し確定申告の相談、申告書の受け付けを行います)。

3月16日(月)まで、e-Taxが24時間利用できます

(国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でもe-Tax用の申告データを作成し、送信できます)。

利用には、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp/>

TEL 06-69909-0181

TEL 06-6992-1456

TEL 06-6992-1456

給与支払報告書などの提出はお済みですか

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は2月2日(月)です。まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。

また、本市ではe-LI-TA

X【電子申告IIエルタックス(地方税ポータルシステム)】を利用した「給与支払報告書」の提出を推進しています。e-LI-TAXの詳細は(社)地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。

給与支払報告書以外に所得

税法で提出が義務付けられて

いる「給与所得の源泉徴収票」など各種法定調書および支払調書合計表についても、提出期限は2月2日(月)です。

なお、法定調書合計表などはe-Taxを利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp/>

TEL 06-69909-0181

TEL 06-6992-1456

市税の  
夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 2月26日(木)19:30まで

休日 2月22日(日)10:00~15:00

場 納税課(市役所1号別館2階)

TEL 06-6992-1852~1854

注 来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用してください。

注 車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

<広告>



社会医療法人 弘道会 新規開設  
寺方老人保健施設ラガール

自宅のような全室個室の居住・生活環境で利用者ひとり一人のニーズにあわせた医療・介護・リハビリテーションを提供します

- 長期入所
- 短期入所療養・生活介護(ショートステイ)
- 通所リハビリテーション

TEL.06-6991-2020(代) 〒570-0048大阪府守口市寺方本通1-5-5  
<http://www.koudoukai.or.jp/> 京阪本線「守口市」駅から  
京阪バス「寺方本通一丁目」バス停下車すぐ  
地下鉄今里線「清水」駅から徒歩約17分



広告掲載のお問い合わせは、(株)ライダース・パブリシティ (TEL 06-6343-0331) へ。広告内容に関する一切の責任は広告主へ帰属します。

ご存知  
ですか

## 固定資産税 ・ 都市計画税

～不動産を売買  
したとき～



固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）と言います。現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などにより所有権を移転した場合でも、1月1日現在の所有者が納税義務者となります（建物を取り壊された場合も同様です）。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ばれることとありますが、これはあくまでその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係がありません。このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがありますが、固定資産税はいつからいつまでの税金という規定はありません。

問 課税課土地・家屋係  
TEL 06・6992・1474

## 納税には 便利な 口座振替の ご利用を



個人市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。

なお、平成27年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日（火）までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

すでに利用している人は、自動継続されます。

問 納税課  
TEL 06-6992-1851

## 保険のお知らせ

### 国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

**夜間** 2月16日(月)・17日(火)・19日(木)・20日(金) いずれも19:30まで

**休日** 2月22日(日) 10:00~15:00

場 保険収納課、保険課 市役所本館1階

TEL 06-6992-1538, 1532, 1545

注 来庁時は、夜間休日受付出入口（正面玄関側）を利用してください。

注 車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

## 福祉のお知らせ

### 安否確認ホットライン

新聞がポストにたまっていて、洗濯物が長く干したままである、明かりが昼夜ずっとついたままなど、普段と様子が違い安否確認が必要な状況と思われる場合には、安否確認ホットラインに連絡してください。

寄せられた情報をもとに、早急に安否確認・状況把握を行います。

受付 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時

30分

安否確認専用

TEL 06・6992・4010

Ampl4010line@city-moriguchi-osaka.jp

問 高齢介護課

TEL 06・6992・1610

心配...



<広告>

## 愛・ふれあい・たすけあい

大阪府内にお住まいか、勤務地のある方ならどなたでもご加入いただけます。



交通

交通事故により傷害を受け、医師等の診療期間が初診日から完治日まで14日以上あるとき共済金をお支払いします。

年額掛金 死亡…450万円  
入院1日…4,500円  
3,000円 通院1日…1,500円

その他年額掛金2,000円・800円・400円もございます。  
※年齢制限はありません。自転車事故も対象です。



火災

少ない掛金で大きな保障。加入限度額は延床面積により異なりますが、最高保障額は6,000万円です。

火災はもちろん自動車の飛び込み、破裂・爆発、漏水(耐火造住宅のみ)、落雷等も対象です。

1口当たりの共済掛金額(年額)

耐火造専用住宅…40円  
木造専用住宅…90円

1口で  
10万円の  
保障



## 市民共済

大阪市民共済生活協同組合  
大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル3階

お問い合わせ、パンフレットのご請求は

0120-866-844  
FAX 06-6203-0485

大阪市民共済

検索

広告掲載のお問い合わせは、(株)ライダース・パブリシティ (TEL06-6343-0331) へ。広告内容に関する一切の責任は広告主へ帰属します。